

# 国民年金保険料 免除・納付猶予 の申請について

(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

## ①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年所得（過去の年度分については、前々年や前々々年所得等）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

＜全額免除となる所得の目安＞ …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 32万円※

※令和2年度以前を申請する場合は、32万円を22万円に読み替えてください。

## ②納付猶予申請

50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）それぞれの前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

※ ①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額（国庫負担分が反映）されますが、②の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※ 免除（全額・一部）または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

## 【申請時の注意点】

### ● 免除等が申請できる期間

- ・ 過去期間……申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
- ・ 将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。（免除等の1年度 = 7月～翌年6月）

例：令和5年7月に、令和3年6月から令和6年6月までの期間を申請する場合、

- ①令和2年度分（令和3年6月～令和3年6月）
- ②令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月）
- ③令和4年度分（令和4年7月～令和5年6月）
- ④令和5年度分（令和5年7月～令和6年6月）の4枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、令和3年5月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

### ● 添付書類

- ・ 失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、**証明書類（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）**を添付してください。なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
- ・ その他、必要な添付書類は、本人控の裏面にある「2. 添付書類について」をご確認ください。

### ・ マイナンバー（個人番号）により申請を行う際は、添付書類が必要になります。

必要な添付書類は、本人控の裏面にある「※マイナンバー（個人番号）により申請を行う際の添付書類について」をご確認ください。

## 【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。なお、3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印の上、「本人控」をご返送いたします。

- スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

手続き及び申請方法はこちらから  
<https://myna.go.jp>

マイナポータル

検索

電子申請の概要はこちら  
<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

## 【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

様式コード			
4	6	3	5



## 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。 〒 - 住所： _____ 被保険者氏名： _____	指定全額免除申請事務 取扱者	市区町村	日本年金機構
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	------	--------

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

<b>A. 基本情報</b>	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	- -
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
	⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。 (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (      -      -      )			

<b>B. 申請内容</b>	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 年度分 令和				
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者： 16歳以上19歳未満の扶養親族    あり (    人 ) ・ なし 配偶者：    16歳以上19歳未満の扶養親族    あり (    人 ) ・ なし 世帯主：    16歳以上19歳未満の扶養親族    あり (    人 ) ・ なし				
	⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者： 1. 失業 <sup>平成</sup> 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)    2. 天災等    3. その他 (    ) 配偶者：    1. 失業 <sup>平成</sup> 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)    2. 天災等    3. その他 (    ) 世帯主：    1. 失業 <sup>平成</sup> 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)    2. 天災等    3. その他 (    )				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、..... を○で囲んでください。				希望しません	
	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は、..... を○で囲んでください。				希望しません	
⑭ 備考						

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

# 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。 〒 - 住所： _____  被保険者氏名： _____	指定全額免除申請事務 取扱者	市区町村	日本年金機構
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	------	--------

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	-
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
	⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。  (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 ( - - )			

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 年度分 令和				
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者： 16歳以上19歳未満の扶養親族	あり ( 人 )	なし		
		配偶者： 16歳以上19歳未満の扶養親族	あり ( 人 )	なし		
	世帯主： 16歳以上19歳未満の扶養親族	あり ( 人 )	なし			
⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者： 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ( )			
	配偶者： 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ( )			
	世帯主： 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ( )			
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、..... を○で囲んでください。				希望しません	
	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は、..... を○で囲んでください。				希望しません	
⑭ 備考						

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

申請または承認後の留意事項について、裏面の「6. 留意事項」をご覧ください。